

官報

号外 昭和三十三年三月二十七日

○第二十六回 参議院會議録第十九号

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)午前十時五十四分開議

議事日程 第十八号

昭和三十三年三月二十七日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とスウェーデン
との間の条約の批准について承
認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 在外公館の名称及び位置を
定める法律等の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 外務省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

(委員長報告)

第四 森林法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 日本住宅公団法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

(委員長報告)

第六 私立大学の研究設備に対す
る国の補助に関する法律案(内
閣提出)

(委員長報告)

○議長(松野謙平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。
一昨二十五日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号 議長の報告

地方行政委員

矢嶋 三義君
前田佳都男君

大蔵委員

成瀬 幡治君

文教委員

田中 茂穂君

予算委員

佐野 廣君

同

海野 三朗君

同

久保 等君

同

小山邦太郎君

同

成田 一郎君

同

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

地方行政委員

成瀬 幡治君

大蔵委員

成田 一郎君

文教委員

矢嶋 三義君

予算委員

小山邦太郎君

同

前田佳都男君

同

久保 等君

同

海野 三朗君

同

田中 茂穂君

同

佐野 廣君

同

同日内閣から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを大蔵委員会に
付託した。

同

同日内閣から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを大蔵委員会に
付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
労働省設置法の一部を改正する法律
案

同日左の法律の公布を案上し、その旨
衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同 片岡 文重君
酒井 利雄君
大蔵委員(国会法第四十二條第三)
項の規定によるもの)
泉山 三六君
斎藤 昇君
松澤 靖介君
西岡 八郎君
谷口弥三郎君
大谷 登瀛君
同 松本治一郎君
同 佐野 廣君
同 小幡 治和君
同 成田 一郎君
同 海野 三朗君
同 近藤 鶴代君
同 久保 等君
同 木村篤太郎君
同 石坂 豊一君

同 同日各委員会において当選した理事は
左の通りである。
同 理事 矢嶋 三義君(矢嶋三義君
の補欠)
同 理事 久保 等君(久保等君の
補欠)

同 同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号

會議 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件外一件

一九二

公營企業金融公庫法案
昭和三十一年度分として交付すべき
地方交付税に關する特例に關する法律案

地方行政委員会に付託
補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をりめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

大蔵委員会に付託
公衆衛生修学資金貸与法案
結核予防法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に關する法律の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託
信用保証協会法の一部を改正する法律案
商工委員会に付託

日本住宅公団法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会提出、衆議院議決審査)

地方行政委員会に付託
原子爆弾被爆者の医療等に關する法律案
社会労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めらるるの件
外務委員会に付託

自転車競技法の一部を改正する法律案
小型自動車競走法の一部を改正する法律案

同日内閣から、高速自動車国道法案中修正申入書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案可決報告書
外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
森林法の一部を改正する法律案可決報告書
日本住宅公団法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和二十九年年度政府関係機関決算書議決報告書

私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律案修正議決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に關する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めらるるの件
日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めらるるの件
日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に關する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めらるるの件
日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めらるるの件
日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に關する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めらるるの件
日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めらるるの件
日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に關する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めらるるの件
日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めらるるの件
日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるるの件
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基き、昭和三十三年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件(衆議院送付)

日程第二、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長長森塚順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件(衆議院送付)

日程第二、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長長森塚順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件(衆議院送付)

日程第二、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長長森塚順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件(衆議院送付)

日程第二、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長長森塚順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

(b) スウェーデンにおいては、国税たる所得税(利札税を含む)及び芸能人税(以下「スウェーデンの租税」といふ。)

2 この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいづれの一方の締約国によつて課せられるものについても、また、適用する。

第二条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されるすべての領域をいふ。

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスウェーデンをいふ。

(c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はスウェーデンの租税をいふ。

(d) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、スウェーデンの租税の課税上スウェーデンの居住者でない個人をいふ。「スウェーデンの居住者」とは、スウェーデンの租税の課税上スウェーデンの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人をいふ。

(e) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はスウェーデンの居住者をいふ。

(f) 「日本の法人」とは、日本国内に本店を有する法人(法人格を有するすべての団体を含む)をいふ。「スウェーデンの法人」とは、スウェーデンの法律に基いて設立され、又は組織された法人(法人格を有するすべての団体を含む)であつて、日本の法人でないものをいふ。

(g) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はスウェーデンの法人をいふ。

(h) 「日本の企業」とは、日本国の居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいふ。「スウェーデンの企業」とは、スウェーデンの居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいふ。

(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はスウェーデンの企業をいふ。

(j) 「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に關して用いられる場合には、事務所、支店、工場、倉庫その他事業を行う一定の場所をいふ。ただし、代理店は、代理人が企業のために契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は企業のために通常注文に應ずるに足りる在庫品を有していない限り、含まれない。また、単なる貯蔵施設も、継続して使用されるものは含まれるが、偶発的かつ一時的

に使用されるものは含まれない。

この点に關し、

(1) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者ととしての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもつばら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているという事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

2 いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に關する法令における解釈によるものとする。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有しない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業のすべての産業上又は商業上の利得に対して租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行い、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に歸せられるものとし、その恒久的施設に歸せられる利得は、当該他方の締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所得(次項にいう種類の所得を除く)は、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた国から生ずるものとして取り扱ふ。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する所得は、1の規定の適用上、一部分はその物品が製造された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱ふ。

6 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の管理に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の管理に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間において、資金上の関係において、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准についで承認を求めるとの件外一件

第五号

第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国又は

(b) 当該他方の締約国に登録されている船舶若しくは航空機の運用から生ずる利得に対する租税を免除する第三号

に登録されている船舶又は航空機の運用により取得する利得は、当該他方の締約国の租税を免除される。

第六号

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その使用料の金額の百分の十五をこえないものとする。

第七号

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に関して支払われる使用料その他の料金を含まない。

第八号

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する

の使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム(使用料の支払が予想されないフィルムを除く)を売却することにより当該一方の締約国内の源泉から取得する所得に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、収入金額の百分の十五をこえないものとする。

5 前項にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用されるべき締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国の法人から支払を受ける配当に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その配当の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 スウェーデンの法人が日本の法人から支払を受ける配当は、スウェーデンの租税を免除されるものとする。ただし、スウェーデンの法令に従つて、スウェーデンの法人間で支払われる配当が租税を免除される場合に限る。

3 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く)

に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であると否とを問わず、行われぬ。

4 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の額は、その利子の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 この条において「利子」とは、債券、証券、利付證書、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子をいう。

3 (a) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)若しくはその締約国の法人が発行する公債若しくは社債又は

(b) その締約国内で預入された預金の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

4 (a) 一方の締約国の居住者若しくは法人又は

(b) 当該一方の締約国内に恒久的施設を有する他方の締約国の企業

が当該一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付金の利子は、当該一方の締約国内

の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

1 一方の締約国が政府の職務の遂行として自国に提供された役務について自国の国民である個人に支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、他方の締約国における租税を免除される。

2 この条の規定は、いづれか一方の締約国が利得を得る目的で行う営業又は事業に関して提供された役務につき支払う給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬については、適用しない。

1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国内でいづれかの課税年度において行われた人的役務(自由職業を含む)に対する報酬につき、次のことを条件として当該他方の締約国における租税を免除される。

(a) その居住者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえず、かつ、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者又は法人のために又はそれらに代つて行われること。

2 この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家及び職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

第十四号

1 この条約の規定の適用上、(a) 不動産から生ずる所得(不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含む)、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子(含まない)及び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その

を行つた二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について当該他方の締約国における租税を免除される。

1 一方の締約国からの個人で、もつばら他方の締約国内の一般に認められた大学又は学校の学生として当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、海外からの送金について当該他方の締約国における租税を免除される。

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてスウェーデンの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

2 死亡者の未分割遺産に課せられたスウェーデンの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關し、第十五条の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてスウェーデンの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

2 死亡者の未分割遺産に課せられたスウェーデンの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關し、第十五条の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてスウェーデンの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

第十五号

1 この条約の規定の適用上、(a) 不動産から生ずる所得(不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる収益を含む)、不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子(含まない)及び鉱山、採石場その他の天然資源の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その

を行つた二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について当該他方の締約国における租税を免除される。

1 一方の締約国からの個人で、もつばら他方の締約国内の一般に認められた大学又は学校の学生として当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、海外からの送金について当該他方の締約国における租税を免除される。

1 日本国の居住者がこの条約の規定に基いてスウェーデンの租税の免除又は軽減を受ける権利を有するときは、死亡者の未分割遺産のうち日本国の居住者である一又は二以上の受益者の分について同様の免除又は軽減が適用される。

2 死亡者の未分割遺産に課せられたスウェーデンの租税は、日本国の居住者である受益者に生ずる所得に關し、第十五条の規定に従い、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。

他の天然資源が存在する国から生ずる所得として取り扱ふ。

(b) 船舶又は航空機の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、それらの船舶又は航空機が登録されている国から生ずるものとして取り扱ふ。

(c) 一方の締約国の企業に属していて他方の締約国内に存在する恒久的施設の売却、移転又は交換によつて生ずる所得は、その恒久的施設が存在する締約国から生ずる所得として取り扱ふ。

(d) 株券、債券、社債及びこれらに類する資産の売却、移転又は交換によつて生ずる資産収益は、それらの資産が売却された国から生ずるものとして取り扱ふ。

(e) 労働又は人的役務及び自由職業の役務に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、それらの報酬が支払われる労働又は役務が行われた国の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

2 1又は前諸条の規定により源泉が定められていない所得は、その所得の受領者がその居住者又は法人である締約国内の源泉から生ずる所得とみなされる。

第十五条

1 日本国は、その居住者(日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、スウェーデンの租税の課税上スウェーデンの居住者である個人を含む)又は法人に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基いて課税することができ、かつ、その項目の所得をその租税の課税標準に含めること

ができる。ただし、スウェーデン内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課せられる所得についてスウェーデンの法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて支払われる(直接にであると源泉徴収によることを問わない)スウェーデンの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。ただし前記の規定は、第九条、第十一條及び第十二條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

2 日本国内の源泉から生ずる所得で、日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて日本国の租税を課せられる(直接にであると源泉徴収によることを問わない)ものは、スウェーデンの租税を免除される。

ただし、その所得が、この条約の第六條1及び4並びに第八條1の規定が適用される種類の所得であつてスウェーデンの居住者又は法人がその支払を受ける場合には、スウェーデンの租税は、その所得の総額について課せられるが、そのスウェーデンの租税の額は、その所得金額の百分の十五をこえない額を減額されるものとする。

ただし、その所得が第七條1の規定が適用される配当であり、かつ、スウェーデンの居住者又は第七條2の規定によるその配当に對

するスウェーデンの租税の免除を受けるスウェーデンの法人が日本の法人からその配当の支払を受けるときは、スウェーデンの租税は、その配当の総額について課せられるが、そのスウェーデンの租税の額は、その配当の金額の百分の十五をこえない額を減額されるものとする。

3 スウェーデンの居住者又は、ある場合には、スウェーデンの法人に課せられるスウェーデンの段階税率は、この条約に基いて課税を免除される所得が総所得の金額に含まれるものとして算出することができる。

第十六条

両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に關して詐欺を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報で両締約国のそれぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとすることができ、かつ、この条約の目的を達成し、又はこれらに關する異議についての決定に關与する者(裁判官を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは自由職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十七条

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じ

たこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に對し異議を申し立てることができ、この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

第十八条

この条約の解釈若しくは適用に關し、又は一方の締約国と他方の締約国との間の条約に對するこの条約の關係に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1 この条約の規定は、国際法の一般原則により外交官及び領事官に對して与えられてきたか又は将来与えられることのある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められることのある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

3 いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定を設

けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

第二十条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけすみやかにストックホルムで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日

(a) 日本国においては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、

(b) スウェーデンにおいては、(1) 批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各所得年度において生ずる所得に對する所得税(この条約の規定の適用上芸能人税を含む。)について、及び

(2) 批准書の交換が行われた年の一月一日以後に支払われる配当に對する利札税について、

適用するものとする。

3 いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間の後はいづれでも、他方の締約国に對するこの条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えられなければならない。その場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について、

アフガニスタン	1,800,000	11,100	11,000	8,800	7,000	5,700	4,900	4,100	3,500
ソヴィエト連邦	2,000,000	10,000	10,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
ネパール	1,000,000	11,100	10,000	8,500	7,000	5,500	4,500	3,500	2,500
下ミニカ	1,100,000	11,000	11,000	8,000	7,000	5,500	4,500	3,500	2,500
ペル	1,100,000	11,000	11,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
チ	1,100,000	11,000	10,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
キユーバ	1,100,000	11,000	11,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
ヴェネズエラ	1,100,000	11,000	11,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
コロンビア	1,100,000	11,000	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000

に改め、公使館の項中

五カニカ	11,100	11,000
ヘル	11,100	9,000
チ	11,100	10,000

六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇
七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇	七五〇〇	六六〇〇
八五〇〇	七五〇〇	八五〇〇	七五〇〇	八五〇〇	七五〇〇	八五〇〇	七五〇〇	八五〇〇	七五〇〇

キユーバ	11,100	11,000	8,800	7,000	5,700	4,900	4,100	3,500
ヴェネズエラ	11,100	11,000	8,800	7,000	5,700	4,900	4,100	3,500

五五〇〇	四九〇〇	四三〇〇	三九〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇
一〇〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	〇

スーダン	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
スーダン	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
フィンランド	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
イエメン	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
アイスランド	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
アイルランド	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
チュニジア	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
リビア	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
ギリシャ	11,100	10,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000

六二七〇	五四〇〇	四七〇〇	四〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇
五五〇〇	四九〇〇	四三〇〇	三九〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇
五〇〇〇	四四〇〇	三八〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇
四五〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇	〇
四〇〇〇	三四〇〇	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	〇
三五〇〇	二九〇〇	二三〇〇	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	〇	〇
三〇〇〇	二四〇〇	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	〇	〇	〇
二五〇〇	一九〇〇	一三〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
二〇〇〇	一四〇〇	八〇〇	三〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一五〇〇	九〇〇	三〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一〇〇〇	四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

に改め、総領事館の項中

項の次に

六六〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇
六六〇〇	五七〇〇	四九〇〇	四一〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇

昭和三十一年三月二十七日 参議院会議録第十九号 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とスウェーデンとの間の条約の批准についで承認を求めるの件外一件 一九七

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、在ポーランド及び在チェコスロヴァキアの各大使館に関する部分は、それぞれ、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定及び日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の効力が同日前に発生しない場合には、当該協定及び議定書の効力の発生の日から施行し、在ドミニカ、在ペルー、在チリ、在キューバ、在ヴェネズエラ及び在コロンビアの各大使館及び各公使館並びに在イエメン及び在リビアの各公使館に関する部分は、それぞれ、昭和三十三年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるとの件について申し上げます。

この条約は、さきに締結されました日米間の二重課税防止条約に次ぐ同種の条約として、昨年十二月十二日に署名されたものでありまして、今後ますます緊密化すると考えられる日本・スウェーデン両国間の経済関係に對して、現在の両国の国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態

を回避し、もつて両国の経済的協力関係に生ずべき支障を取り除くため、両国がとるべき二重課税回避の方法を定めたものであります。

この条約の実施により、両国間の二重課税及び脱税の問題を有効適切に処理し、もつて両国の国民が安心して経済上、文化上の活動に従事できるようにした所存であるとの政府の説明でありました。

委員会においては、本条約のわが国にもたらす実際上の効果、留学生に対する課税免除措置、外国人、ことに米国人及び米国人法人に対する課税状況、米国の軍人軍属がその身分喪失の脱税の懸念等の諸点について質疑応答が行われました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、新たに国交回復の国、あるいは新たに独立した国との間に外交関係を増進する等の見地から、ネパール、ポーランド、チェコスロバキアの三カ国に大使館を、またイエメン、アイスランド、アイルランド、チュニジア、リビア、モロッコの六カ国に公使館を新設し、なお、中南米のドミニカ、ペルー、チリ、キューバ、ベネズエラ及びコロンビアにある六つの公使館を大使館に昇格せしめ、さらに在ヘルシンキ総領事館を在フィンランド公使館に切りかえるものであります。

これらの措置と同時に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正して、以上のうち、ポーランド、チェコスロバキア兩大使館を除く在外公館、また外務省設置法

の一部改正によつて新設される在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、及びすでに設置されました在ソ連大使館、以上の在外公館に勤務する者の在勤俸を定めるものであります。

本法律案の審議におきましては、中近東及びアフリカ方面に専任大使使派遣の必要、低開発国に設置する公館には、医学、文化等の専門館員を配置すべきこと、特殊語学に精通する館員の配置、養成の必要、館長たるべきものの心がまえ等の諸点につき質疑と要望が述べられました。

委員会は、三月二十六日、以上二件につきまして採決を行いましたところ、全会一致をもつて条約を承認すべきものと議決し、また、法律案も全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるとの件を問題に供します。

委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
外務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平君

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第五条中「七局」を「八局」に、「欧米局」を「アメリカ局」に改める。

第九条(見出しを含む)中「欧米局」を「アメリカ局」に、「左の事務」を「次の事務」に、「アジア諸国以外の諸国」を「アメリカ諸国」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(欧亜局の事務)
第九条の二 欧亜局においては、次の事務をつかさどる。
一 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。
三 欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

第二十二条中「国際連合日本政府代表部」の下に「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を加える。
第二十四条第一項中「国際連合日本政府代表部」の下に「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を、同条第四項中「アメリカ合衆国ニュー・ヨーク」の下に、「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、スイスジュネーブ」を加える。

第二十五条第二項中「国際連合日本政府代表部の長は、特命全權大使とする。」を「国際連合日本政府代表部及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の長は、それぞれ特命全權大使及び特命全權公使とする。」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

○亀田得治君登壇、拍手
○亀田得治君 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法

律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回の改正は、外務省機構に関するものでありまして、第一に、外務省本省において、欧米局を廃止し、アメリカ局及び欧亜局を設置し、第二に、在外公館の一つとして、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部を設置することの二つの点であります。

以上二点の改正の理由として、政府の説明するところによりますと、まず、改正の第一点につきましては、現在、外務省において地域別の政務を担当する局として、アジア局と欧米局の二局だけあって、欧米局が欧州、米州、アフリカ、中近東、大洋州という、はなはだ広い地域を一局で担当することとなつておるが、わが国の外交は、最近国際連合への加盟及びソ連を初め、東欧諸国との国交回復により、一新するに至り、従来のごとく欧州、米州、中近東、アフリカ、大洋州の全地域を一局で担当させるのでは、外交活動の万全を期しがたいので、今回の改正により、欧米局を廃止して、アメリカ局及び欧亜局を新設し、アメリカ局においてはアメリカ諸国に関する事務を、また欧亜局においては欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する事務を担当させることにならしておられます。

次に、改正の第二点につきましては、ジュネーヴには現在国連欧州事務局を初め、多くの国際機関が置かれ、また常時ひんばんに各種の重要な国際会議が開かれておるが、現在ジュネーヴには、わが方の在外公館としては総領事館が置かれておつて、その総領事館の処理する事務は、従来すでに領事館本来の事務の範囲を越え、国際機関ないし国際会議に関する外交事務が大半を占めておる実情であり、今後さらにこの国際機関関係事務が増大し、かつ重要度を加えてくることが予想されるので、世界の主要国がすべてジュネーヴに外交機関として政府代表部を置いておることにもかんがみ、わが国としても、今回在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部を設置することとしたしたいというのであります。なお、今回の機構の改正によりまして、昭和三十一年度において予算及び定員には何ら増減はありません。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、本法律案を審議いたしました。中近東を含むアラブ諸国及び大洋州をアジア局に含ましめる方が実情に即すると思はれるが、その点の是非、共産圏諸国の比重が多くなつてきた現状にかんがみ、これら共産圏諸国を個々別々に扱わず、一つのブロックとして、一の局においてまとめて扱はしめることの是非、在ジュネーヴ国際機関日本代表部の新設に伴い、定員増加の配慮がなされておらないのでは、単に看板のかげかえに終ると思はれるが、この点についての政府の所見、現在、外務省の経済関係の事務を所掌する局として経済局が置かれておるが、これら経済関係の事務を、アジア局、欧亜局、アメリカ局などの地域的区分の局に分離せしめて扱はしめるのが適当と考えられるが、その点の是非、東南アジア諸国に置かれておる在外公館勤務の館員に対する配慮、その他大使、公使を設置

する基準などの諸問題につきまして、政府委員との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は、委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきましては、質疑終結後、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 「賛成者起立」

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

森林法の一部を改正する法律案
 昭和三十二年三月十八日
 内閣総理大臣 岸 信介

森林法の一部を改正する法律案
 森林法の一部を改正する法律案
 森林法の一部を改正する法律案
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第三号中「用材林新炭林別、」を削り、同項第四号中「立木(地域別及び樹種別に省令で定める適正伐期齢以上の齢級に属する立木を除く。)」を「針葉樹の立木(地域別及び樹種別に省令で定める適正伐期齢以上の齢級に属するものを除く。)」に改め、「用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の」を削る。

第八條第一項中「毎年十一月三十日まで」を「毎年十二月三十一日まで」に改め、同条第四項中「翌年の一月二十五日まで」を「翌年の二月末日まで」に改め、同条第五項第三号中「用材林新炭林別、」を削り、「許容限度」の下に「(第五号に規定する森林がある場合に於ては、同号の広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそれぞれ控除して算出するものとする。)」を加え、同項第四号中「立木(前条第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に属するものを除く。)」に改め、「用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の」を削り、「許容限度」の下に「(次号に規定する森林がある場合に於ては、同号の普通林の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそれぞれ控除して算出するものとする。)」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公共団体が森林所有者である森林であつて、政令で定めるところにより、その森林につ

き当該地方公共団体が経営計画をたて、その経営計画につき都道府県知事が適当である旨の認定をしておるものがある場合には、その森林の立木(普通林の立木のうち、広葉樹の立木及び前条第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に属する針葉樹の立木を除く。))について、当該経営計画に係る森林ごとの普通林制限林別及び制限林については、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ許容限度

第八條第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号及び第二号」を「第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 前項第五号の経営計画は、森林区画設計画に基いてたてたものと し、都道府県知事は、地方公共団体からの申出に基き、その樹立に 関し必要な助言、勧告その他の援助を行ふものとする。

第十三條第二項中「第八條第五項第一号又は第二号」を「第八條第五項第一号、第二号又は第五号」に改める。

第十五條中「普通林の立木で第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に属するもの(風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。)」を「普通林の立木(風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。))のうち、広葉樹の立木又は第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に

属するもの(風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。))のうち、広葉樹の立木又は第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に

否、国有林の払い下げ及びその利用状況、国有林及び民有林の評価方法とその当否、国有林野事業特別会計の現況とその運営方法並びにその当否、民有林、特に市町村有林の現況とその劣悪性、林種転換の方針とその実現性、市町村の合併と財産区有林の処分方法及びその当否、森林害虫の被害状況とその防除対策、林業技術普及員及び林業経営指導員の切りかえ措置、並びにその切りかえ措置が現在の関係職員に及ぼす影響、普通林における広葉樹の伐採許可制の廃止と、これが広葉樹の保護に及ぼす影響、薪炭原木の確保並びに薪炭原木価格の調整、外材輸入の現況とその見通し、山村における森林組合と農業協同組合の現況及びその調整、保安林整備の現況とその対策その他が問題になり、農林当局との間に熱心な質疑応答がかわされたのでありまして、これが内容の詳細については、会議録に譲ることを御了承願いたいのでありますが、ここでその一、二を拾ってこれが概要を御紹介いたしますと、この法律によって従来行われてきた普通林における適正伐期齢級未満の広葉樹の伐採許可の制度が事前届出制に改められることにより、広葉樹の過伐を促し、その保護に支障を来たしはしないかとの質問に対し、用材としての広葉樹は奥山のものであって、これは老齢林で従来とも許可制の対象ではなく届出によつたものであり、問題になるのは里山のものであるが、これはおもに薪炭材であつて、薪炭の需要が頭打ちになつてゐる現況から見て、今回の措置で伐採が促進されることは考えられない。これはすでに広葉樹の伐採許可の申請が、計画を下回つ

ている状況から見ても実証されてゐると思ふと答へられ、また、この法律案によつて、現在の林業技術普及員と林業経営指導員が林業専門技術員と林業改良指導員とに改められることになり、その資格は政令で定められたものでなければならぬことになつてゐる。この措置は、技術員や指導員の素質を向上するため一応了承せられるところであるが、しかし、この切りかえによつて、現在の職員にいたらない犠牲をしいる結果となつてはならないとして、当局の方針がたゞされたのに対し、現在の普及員及び指導員は、林野庁または都道府県の行なつた試験に合格した有資格者であるから、そのまま専門技術員あるいは改良指導員に切りかえられることとなり、特に犠牲者を出すようなことはないと答へられたのであります。

かくして、質疑を終り、討論に入りましたところ、北村委員から、今、問題になつてゐる法律案による伐採規制の緩和に伴い、林種転換を主体とする造林事業を完遂するため、事業の強力なる助長、薪炭林の改良、適地適木調査の実施及び優良種苗の確保の四項目にわたつて、政府の善処を求めるところを内容とする付帯決議を付して賛成を述べられ、他に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて北村委員の提案にかゝる付帯決議とともに、この法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、右の付帯決議に対して、農林政務次官から、政府においては決議の趣旨を尊重して期待に沿いたい旨答へられたことを申し添えて、報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号中「宅地」を「住宅の用に供する宅地」に改め、同条第六号中「前五号」を「前七号」に改め、同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

七 水面埋立事業を施行すること。

第三十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の宅地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適當である場合において、それがその他の管理及び譲渡を行うこと。

第四十八条の見出しを「利益及び損失の処理並びに納付金」に改め、同条第一項を次のように改める。

公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならぬ。

第四十八条第二項中「経営上」を「損益計算において」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならぬ。

4 前項の規定による納付金の納付の手續その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条に次の一項を加える。

2 公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他の国際約束に基き技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第六項中「土地地区面整理事業」を「土地地区面整理事業及び水面埋立事業」に改める。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 たいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本住宅公団は、住宅不足の特に著しい大都市地域において、耐火性の築団住宅及び宅地の供給を行うとともに、必要に応じて土地地区面整理事業を施行し、新市街地を造成する等、住宅

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

建設の拡充をはかることを目的として一昨年五月発足したものであります。今回の改正案の趣旨は、宅地造成等に関する公団の業務範囲を拡張するところにあります。その内容のおもなる点につきまして申し上げますと、まず第一は、公団の造成する宅地が、逐次大規模な団地の形となつてきている現状にかんがみまして、新市街地造成に必要な学校、病院、商店、工場等、各種施設の用に供する宅地を住宅用地にあわせて造成すること、これらの宅地を水面埋め立て事業によつて造成することができるとし、これらであります。第二は、公団の事業資金は、政府及び地方公共団体からの出資金並びに政府低利資金及び民間からの借入金によつて構成されておりますが、昭和三十三年度からは、産業投資特別会計から多額の資金が出資されることになり、公団の損益計算上利益を生ずるようになります。他の類似機関と同様、これを国庫及び出資した地方公共団体に納付するようにしたこととあります。第三に、条約その他国際約束に基いて技術研修等の目的で国内に滞在する外国人のための居住施設の供給を、公団本来の業務に支障のない範囲で行うことができるようにしたこととあります。

次に、委員会における質疑のおもなる点を申し上げますと、公団が大規模に宅地を造成して、工場の用に供する宅地まで供給することは、公団本来の目的からはずれるのではないかと、また、譲渡した場合、譲渡の目的に反して土地を転売し、利益を与えるような結果になるおそれはないかという点であります。これにつきまして、住宅公団總裁から、公団の宅地造成は、四、五十万坪が限度であり、大工場を対象とする考えはないこと、また、譲渡する場合には、わが国経済に寄与するような工業を選び、かつ譲渡の目的に反した行為が行われぬよう買戻し付登記を条件とする等、慎重な措置を講ずる考えであるとの答弁がございました。次に、外国人のための居住施設を公団の事業資金をもつて供給することは公団法本来の趣旨から離れるものではないかという点であります。これについては、今後十分なる検討を加え、方策を講じて行きたいということでありました。その他、水面埋立事業の規模、範囲、宅地の譲渡価格、公団の損益計算の実情と見直し等についての質疑が行われましたが、詳細は會議録で御承知を願いたいと存じます。

かくて、昨二十六日質疑を終了し、討論に入り、自由民主党を代表して石井委員から、本案は公団の宅地造成を促進するとともに、団地建設に必要な学校、病院等、各種施設の用地を供給する道を開くものとして賛成する、また、緑風会を代表して北委員から、同様賛成の発言があり、社会党を代表して田中委員からは、本案は、業務の運営に待つものが多く、運用のいかんによつては、公団法立法の趣旨に反する面も危惧されるので、次の決議案を付して賛成するとの意見が述べられました。すなわち、
一、宅地造成については、食糧の確保、農家経済の安定等、農地保護の見地から、極力農地の転用を避けるよう配慮すること。
一、本法案によつて造成すべき工場用地の譲渡については、わが国の経済発展への寄与を主眼とするとともに、地価の高騰を来たさざるよう慎重に取り扱うこと。
一、技術研修等の目的で国内に滞在する外国人のための居住施設の供給については、その資金措置に關し、今後十分なる検討を加え、適切な方策を講ずること。
一、この方が決議案であります。かくて討論を打ち切り、採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、田中委員提出の決議案について採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもつて可決されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認め賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。
○議長(松野鶴平君) 日程第六、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長長岡三郎君。
審査報告書
私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十六日
文教委員長 岡 三郎
参議院議長 松野鶴平殿
多数意見者署名
左藤 義隆 有馬 英二
林屋亀次郎 近藤 鶴代
松永 忠二 安部 清美
高田なほ子 川口爲之助
吉田 萬次 常岡 一郎
湯山 勇 野本 品吉
矢崎 三義
第二条中「通常」を削る。
要領書
一、委員会の決定の理由
私立大学が、わが国の學術研究上に占める地位は極めて重要である。これらの私立大学の學術研究の基礎を培うために必要な研究設備の充實を図ることはおおむね適切な措置と認められたが、所要の修正を行つた。
たお、別紙のような附帯決議をした。
二、費用
本法施行に伴う費用八、八〇〇万円は、昭和三十三年度予算に計上済である。
附帯決議
私立大学の研究助成について、政府は次の諸点に留意し私立大学の充實を図るよう有効適切な措置を講ずべきである。
一、本法においては、基礎的研究に用いる設備を対象としているが、補助対象の範囲の拡大、補助予算の増額等については更に検討の上適切な措置を講ずること。
二、本法に規定する研究設備に対する国の補助金は、私立大学理科特別助成金、私立学校振興会法に基づく貸付金の制度等をも含めて総合的に考究し、配分の適正効率化を期すること。
三、私立大学研究設備審議会の委員の選定については、私立大学並びに日本學術會議の意向を反映するよう選定の公正を期すること。
私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十三年二月二十一日
内閣総理大臣
臨時代理 岸 信介
国務大臣

(私立大学研究設備審議会への諮問)

第三条 文部大臣は、前条の規定による補助金に關し、配分の方針を定め、又は交付に關する決定をするには、あらかじめ、私立大学研究設備審議会の意見をきかなければならない。

(私立学校法の適用)

第四条 第二条の規定により国が学校法人に対し補助をする場合には、私立学校法(昭和二十四

第二十七条第一項中

「學術奨励審議会」を「學術奨励及び普及に關する事項を調査審議すること。」と。

「私立大学研究設備審議会」

私立大学の研究設備に對する国の補助に關する法律(昭和三十三年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に應じ、私立大学の研究設備の補助に關し調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に關する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

改める。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 たいま議題となりました私立大学の研究設備に對する国の補助に關する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と、その結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案を提出いたしました政府の提案理由について御説明いたします。私立大学が、わが国の高等教育において重要な地位を占めており、わが国の學術教育の振興に大きな役割を果しておりますことは申すまでもありません。このような私立大学の使命とその研究設備の状況にかんがみまし

年法律第二百七十号)第五十九条第二項から第四項まで及び第六項の規定の適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

「學術奨励及び普及に關する事項を調査審議すること。」

て、政府は、昭和二十八年年度以来、私立大学の基礎的な研究設備の整備に對して助成の措置を講じて参つておるのであり、この際、私立大学の研究設備に對する国の補助に關する制度を確立しようとするのであります。

次に、本法律案の骨子を簡単に申し上げます。第一は、短期大学を除く私立大学を設置する学校法人に對し、国は予算の範囲内で、その学校法人の設置する大学が行います學術の基礎的研究に、通常必要な設備の購入費の二分の一以内を補助することを規定いたしております。第二は、補助に關する配

分の方針または交付の決定を適正に行うために、文部省に私立大学研究設備審議会を設け、その意見を聞くべきことを規定するとともに、関係法律の整備をいたしたことであります。

委員会の審議におきましては、安部、高田、野本、松澤、矢嶋、松永、湯山の各委員から、きわめて熱心な質疑が開陳されました。これらの質疑と政府の答弁のおもな諸点について申し上げます。

第一に、本法律案では、私立大学に對する国の補助の対象を研究設備に限定しているが、その研究は、人文、自然の各学科に及ぶか、また、学生の研究設備、施設に對する補助はどうかとの質問に對しては、本法による補助は、主として教授の研究設備に對するものであつて、人文、自然等の区分はなく、広く學術全般に及ぶこと、他方、学生の実験実習用の設置等の助成は、私立大学理科特別助成補助金として別途予算に計上していること、私立大学の施設に對しては、私立学校振興會法による貸付金によつて助成しているから、現在、これを補助対象とはしないという答弁がありました。

第二に、本法に定める補助の対象には、私立大学が行う學術の基礎的研究に通常必要な機械器具等の設備という限定をしては、基礎的、「通常」という用語は、不明確ではないかという質疑に對しては、私立大学では、基礎的な研究設備も不足しているもので、その充実をはかることが必要であるから、当面、「基礎的研究に通常必要なもの」に限定したという説明でありました。なお、補助対象は、審議会において決定するものであるから、あらかじめ

「基礎的」、「通常」というワクをはめなくてもよいではないか、助成措置を講じようとする積極的な意図に欠けるものではないかとの質疑がありました。それに對し、本法案による助成は、大学で通常行ふ基礎的研究に限るのであつて、生産化、工業化の研究助成は、別途科学試験研究費補助金等による旨の答弁がありました。さらに、學術の研究は、日進月歩であり、これに一定の基準を設けることは困難であるから、この補助金制度は恒久的なものであるといふことも明らかになりました。また、文部大臣からは、本法律案による補助制度は、よりやく始まつた段階であるから、漸を追つて行きたいという意向が表明されました。

第三に、私立大学研究設備審議会の委員の構成いかんという質問に對しては、委員は、私立大学の学長、教授、役員並びに広く學術に識見のある者から文部大臣が任命する旨の答弁がありました。なお、これらの委員の任命に當つては、その推薦を學術會議に求めるかどうかとの質問がありました。ただいまのところ、學術會議の推薦を求める考えはない旨の答弁でありました。

第四には、私立大学研究設備助成補助金は、すでに昭和二十八年年度以降毎年支出されているが、従来はどのような法的根拠によつていたかとの質問には、私立学校法第五十九条によつていたこと、また昭和三十三年の本法案による補助金予算は、わずかに八千八百万円にすぎないのであるが、この予算の配分にはどのような計画があるかとの質問がありました。配分に關する決定は審議会が行うのであつ

て、現在具体的な案は持つていないという答弁でありました。さらに、従来本補助金の配分は、大学院を置く大学、医科歯科系大学に限られていたが、今後は広く一般の四年制大学にも交付する予定であることも明確になりました。なお、本法による補助金と理科特別助成補助金との配分の総合的な適正化については、政府において十分考慮するといふことであり、私立大学への助成に對する担当部局が、文部省の中で一つにまとまつていないといふ点についても、十分研究して善処したいといふことでありました。

最後に、私学への助成は、私学本来的の自主性、独立性を阻害することになり、私学の自滅を来たすおそれはないかとの質疑に對しては、文部大臣から、根本的にはこれに同感である旨の答弁がありました。

以上のほか、補助率が二分の一以内でよいかどうか、理科系と文科系に對する補助金配分の問題、私立大学に對する文、理系学生数の比率のあり方、さらには私立大学に對する寄附金の免稅措置等、多岐にわたつてきわめて熱心な質疑がありました。これらの詳細は會議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず常同委員より修正の動議が提出されました。その修正案は、質疑の過程において最も問題となりました。原案(第二条中「通常」を削る)というのであります。次いで、安部、野本両委員より、それぞれ右修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。その意見のおもな点は、私立大学の重要性にかんがみ、本案のよりな

め「基礎的」、「通常」というワクをはめなくてもよいではないか、助成措置を講じようとする積極的な意図に欠けるものではないかとの質疑がありました。それに對し、本法案による助成は、大学で通常行ふ基礎的研究に限るのであつて、生産化、工業化の研究助成は、別途科学試験研究費補助金等による旨の答弁がありました。さらに、學術の研究は、日進月歩であり、これに一定の基準を設けることは困難であるから、この補助金制度は恒久的なものであるといふことも明らかになりました。また、文部大臣からは、本法律案による補助制度は、よりやく始まつた段階であるから、漸を追つて行きたいという意向が表明されました。

第三に、私立大学研究設備審議会の委員の構成いかんという質問に對しては、委員は、私立大学の学長、教授、役員並びに広く學術に識見のある者から文部大臣が任命する旨の答弁がありました。なお、これらの委員の任命に當つては、その推薦を學術會議に求めるかどうかとの質問がありました。ただいまのところ、學術會議の推薦を求める考えはない旨の答弁でありました。

第四には、私立大学研究設備助成補助金は、すでに昭和二十八年年度以降毎年支出されているが、従来はどのような法的根拠によつていたかとの質問には、私立学校法第五十九条によつていたこと、また昭和三十三年の本法案による補助金予算は、わずかに八千八百万円にすぎないのであるが、この予算の配分にはどのような計画があるかとの質問がありました。配分に關する決定は審議会が行うのであつ

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

助成の措置はきわめて適切であること、今後さらに積極的な措置をすべきであること、しかも、その助成は私学の自主的な学風をそこなわないようにすること等でありました。

続いて、各派を代表して矢嶋委員より、本法案に対する付帯決議案が提出されました。その付帯決議案を朗読いたします。

私立大学の研究助成について、政府は次の諸点に留意し、私立大学の充実をはかるより有効適切な措置を講ずべきである。

一、本法においては、基礎的研究に用いる設備を対象としているが、補助対象の範囲の拡大、補助予算の増額等については、さらに検討の上適切な措置を講ずること。

一、本法に規定する研究設備に対する国の補助金は、私立大学理科特別助成金、私立学校振興会法に基づく貸付金の制度等をも含めて総合的に考究し、配分の適正効率化を期すること。

一、私立大学研究設備審議会の委員の選定については、私立大学並びに日本学術会議の意向を反映するよう選定の公正を期すること。

以上であります。
かくて討論を終り、採決の結果、まず修正案を全会一致をもって可決、続いて修正部分を除く原案を全会一致可決いたしました。結局本法律案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。
なお、付帯決議もまた全会一致、これを可決いたしました。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十五分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めの件

一、日程第二 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第三 外務省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第四 森林法の一部を改正する法律案
一、日程第五 日本住宅公団法の一部を改正する法律案
一、日程第六 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律案

- 議長 宮城タマヨ君 早川 慎一君
野田 俊作君 中山 福藏君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
廣瀬 久忠君 大谷 實雄君
川口爲之助君 島村 軍次君
高良 とみ君 北勝太郎君
岸 良一君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
伊能繁次郎君 奥 むめお君
堀 末治君 有馬 英二君
苦米地英俊君 近藤 鶴代君
河野 謙三君 西川甚五郎君
新谷寅三郎君 森田 義衛君
杉山 昌作君 後藤 文夫君
石黒 忠篤君 一松 定吉君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君
仲原 善一君 成田 一郎君
前田佳都男君 松村 秀逸君
手島 栄君 鈴木 万平君
柴田 栄君 塩見 俊二君
大沢 雄一君 西川弥平治君
高橋 衛君 土田国太郎君
斎藤 昇君 雨森 常夫君
永野 護君 田中 啓一君
横川 信夫君 岡根 久藏君
野本 品吉君 秋山俊一郎君
最上 英子君 岩沢 忠恭君
三浦 義男君 宮田 重文君
小柳 牧衛君 木内 四郎君
植竹 春彦君 石原幹市郎君
黒川 武雄君 重宗 雄三君
中山 壽彦君 泉山 三六君
大野木秀次郎君 井村 徳二君
伊能 芳雄君 小澤久太郎君
稲浦 鹿藏君 吉江 勝保君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
勝保 稔君 小西 英雄君

- 宮澤 喜一君 横山 フク君
神原 亨君 佐野 廣君
高橋進太郎君 山本 米治君
大谷 榮潤君 寺本 廣作君
小橋 治和君 上原 正吉君
古池 信三君 館 哲二君
那 祐一君 西郷吉之助君
小林 武治君 紅露 みつ君
小山邦太郎君 木暮武太夫君
下條 康隆君 野村吉三郎君
笹森 顯造君 青木 一男君
吉野 信次君 田中 茂徳君
大矢 正君 林田 正治君
中野 文門君 森中 守義君
北村 暢君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
森 元治郎君 木下 友敬君
山本 經勝君 岡 三郎君
龜田 得治君 秋山 長遠君
久保 等君 安部キミ子君
近藤 信一君 千葉 信君
戸叶 武君 大倉 精一君
竹中 勝男君 田畑 金光君
吉田 法晴君 松澤 象人君
河合 義一君 成瀬 暢治君
藤田 進君 田中 一君
加藤シヅエ君 赤松 常子君
野濤 勝君 松本治一郎君
三木 治朗君 東 隆君
荒木正三郎君 市川 房枝君
鮎川 義介君 廣川 正市君
大竹平八郎君 鈴木 壽君
大河原一夫君 北條 尚八君
天坊 裕彦君 千田 正君
加瀬 完君 阿部 竹松君
安部 清美君 松澤 靖介君
椿 繁夫君 阿具根 登君
海野 三朗君 中村 正雄君
矢嶋 三義君 小西井義男君

- 永岡 光治君 松浦 清一君
片岡 文重君 重盛 壽治君
栗山 良夫君 内村 清次君
農務大臣 井出一太郎君
建設大臣 南條 徳男君
政府委員
外務政務次官 井上 清一君
文部政務次官 稻葉 修君
林野庁長官 石谷 憲男君

〔第十五号参照〕
審査報告書
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十五日
大蔵委員長 廣瀬 久忠
参議院議長 松野鶴平殿

- 多数意見者署名
天坊 裕彦 塩見 俊二
苦米地英俊 宮澤 喜一
土田国太郎 西川甚五郎
大内 四郎 青木 一男
栗山 良夫 椿 繁夫
大矢 正 木暮武太夫
平林 剛

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の利子に係る所得税の非課税限度額を二十万円に引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十五日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

天坊 裕彦	塩見 俊二
苦米地英俊	宮澤 喜一
土田国太郎	西川甚五郎
木内 四郎	平林 剛
青木 一男	栗山 良夫
椿 繁夫	木暮武大夫
大矢 正	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際学会等に参加する場合において、その規約により当該団体に加入する年度以降一定の年度間において加入後に当該団体が定める金額を分担すべきこととなるときは、当該分担金の債務を負担することができることとし、よろいのであつて、適當な措置と認める。

二、費用

この法律施行により別に費用を要しないが、昭和三十三年度一般会計予算には、国際私法会議分担

金百六十九万九千円が計上されている。

参議院会議録第十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

一四 三 終りその職員に
七 七 関する法律
案 正 其の職員に
案 正 関する法律
の一部分を改
正する法律
案

昭和三十三年三月二十七日 参議院會議録第十九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

二〇六

定價 一部 十五円 <small>(但し良質紙は二十円)</small> <small>(郵送料共)</small>
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 電話九段四三一五